

食料産業・6次産業化交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から15日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業状況報告 → 交付金遂行状況報告書提出（1月）

○交付金遂行状況報告書を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出

（完了・廃止・中止から1カ月以内または4月10日のいずれか早い日）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎交付金の支払い

支払時期については、交付額の確定通知でお知らせします。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部健康医療局健康政策課健康づくり文化創造担当
鳥取県鳥取市東町1丁目220
0857 - 26 - 7861
kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp